

# 令和4年4月

## ハラスメントに関するアンケート <学生用>

- ◆このアンケートは、ハラスメントの防止等以外の目的には使用いたしませんので、率直に教えてください。
  - ◆調査対象期間は、令和3年(2021年)4月～令和4年(2022年)3月まで(R3年度(昨年度))の1年間です。
  - ◆令和4年(2022年)5月31日(火)までにご回答ください。
- ※質問1～5については、あくまでも集計のためであり、個人を特定化することは決してございませんので、おれなくご記入ください。
- ※また、個別に相談を希望される方は、随時受け付けておりますので、遠慮なく相談員、保健センターまでどうぞ。相談内容とプライバシーは必ず厳守いたしますので、安心して相談にお越しください。

\* 必須

1

あなたの性別を選択してください \*

答えの選択

選択肢

- ・ 男性
- ・ 女性
- ・ その他
- ・ 無回答

2

あなたの学年を選択してください \*

答えの選択

選択肢

- ・ 2年
- ・ 3年
- ・ 4年
- ・ 院生

3

あなたの在籍する学部（研究科）を選択してください \*

答えの選択

選択肢

- ・ 文学部
- ・ 環境共生学部
- ・ 総合管理学部
- ・ 文学研究科
- ・ 環境共生研究科

4

大学内に相談員制度があるのを知っていますか \*

### ハラスメント相談員制度（概要）

本学では、ハラスメントに関する様々な相談に対応するため、ハラスメント相談員を各学部や事務局内に配置しています。  
ハラスメントと思われるようなことで、どうしたらよいかわからず困っている事があれば、一人で悩まずにできるだけ早い段階でハラスメント相談員に相談してください。相談したことによって、相談者が不利になることは決してありません。相談した内容、プライバシーは堅く守られます。ハラスメント相談員は、相談者のプライバシーを厳守し、相談者の安全を第一とします。

人権委員会に情報提供や報告をする場合にも、その内容について被害者の同意を得なから進めていきます。  
所属する学部等にかかわらず、最も相談しやすい相談員に連絡をとってください。

【相談員】

相談員は、次の15名が任命されます。

- (1) 人権委員会委員 7名
- (2) 各学部、共通教育センターから選出された教員 各1名 計4名
- (3) 人権委員長から指名された事務職員 2名

その他、保健センターでは、保健師2名が相談を受け付けています。

◆新年度の相談員については、4月中旬頃までに学内ホームページ（学生生活）へ掲載、及び掲示板に掲示してお知らせします。

◆ハラスメント防止に関する指針等関係規則についても、学内ホームページに掲載しています。

- 以前から知っていた
- このアンケートで知った

5

あなたは、『R3年度（昨年度）中に』大学内または大学活動の場（授業・ゼミ・論文指導・サークル活動・実習・飲み会等）で、あなた自身がハラスメントと感ずること（被害）を受けたことがありますか\*

ハラスメントとは

ハラスメントには、おおむね次のような種類があります。

■セクシュアル・ハラスメント

行為者本人が意図するかどうかを問わず、性的な言動により、相手方に不利益や不快感を与え、就学・就労上の環境を悪化させること。

■アカデミック・ハラスメント

行為者本人が意図するかどうかを問わず、地位や職務権限を不当に利用して、自分の指導監督下にある学生や職員に対して教育研究、職務上等の言動により、相手方に不利益や不快感を与え、就学・就労上の環境を悪化させること。

選択肢

- ・ある
- ・ない

答えの選択

6

それは、どのような内容のもの（行為）でしたか

回答を入力してください

7

その行為は誰から受けましたか

- 学内の先生（常勤）
- 学内の先生（非常勤）
- 事務職員
- 県立大の学生
- 他大学の学生
- その他

8

その行為はどこで受けましたか

回答を入力してください

9

そうした行為を受けて、誰に相談しましたか

- 親（家族）
- 友達
- 先生
- 外部の専門の相談機関
- 相談しなかった
- 学内の相談員
- その他

10

そうした行為を受けて、今も解決できずに悩んでいますか \*

答えの選択



選択肢

- ・ はい
- ・ いいえ

送信